

(二八六二)

二 文久二年十月 旗本松下氏より年貢先納金の下知書〔A〕

下知書之事げちしょのこと

一金百八拾貳兩貳分也

右者みぎは、来亥年御物成金之内先納被せんのおおせつニ「仰付あいだ候間、月々御請書おうけしょ之
通り無そうニ相違いニ差出さしだ可もうすべレ申候、返金之儀者、来亥年御物成之内二而にて
引取可もうさるレ被べレ申候、仍而下知書、如くだんレ件ごとし

松下金四郎内

松野録輔印

武内喜作印

文久二戌年十月

前書之通、相違無これなきレ之もの也

地じ
頭とう
印

御知行所

上州佐位郡今井村

赤堀伴七殿